

# 市 営 住 宅 入 居 請 書

年 月 日

盛岡市長 様

入 居 者 住 所

氏 名

(印)

連帶保証人 住 所

フリガナ

氏 名

(印)

電話

入居者との関係

勤務先

連帶保証人 住 所

フリガナ

氏 名

(印)

電話

入居者との関係

勤務先

市営住宅の 名 称		第	号
市営住宅の 所 在 地	盛岡市		
極 度 額	入居時家賃の 18 ヶ月分 ( ) 円)		

年 月 日付で入居者として決定された上記市営住宅の使用については、  
盛岡市市営住宅条例及び盛岡市市営住宅条例施行規則を遵守するとともに、市長の指示に  
従います。

また、連帶保証人は、この請書による入居者の義務について、連帶してその履行の責め  
を負います。

## 連帯保証人について

市営住宅に入居するにあたり、入居者が遵守しなければならない義務については、盛岡市市営住宅条例と盛岡市市営住宅条例施行規則に規定されています。

そのうち、連帯保証人は、下記の①～④の入居者の義務について、連帯してその履行の責めを負うことになります。それ以外の項目については、入居者が義務を履行しない場合、連帯保証人に履行指導を依頼する場合があります。

その主な内容は次のとおりです。

### 【連帯して履行の責めを負うもの】

#### ① 家賃の納付（条例第18条）

毎月分の家賃の支払い期限は、その月の末日です。滞納1ヶ月で督促状、3ヶ月で催告書が発せられます。6ヶ月以上滞納した場合は法的措置の対象者になります。

#### ② 修繕費用の負担（条例第22条）

入居者の責めに帰すべき理由により修繕の必要が生じた場合の費用。

#### ③ 明渡し届（条例第42条）

住宅を退去する場合は、明渡し予定日の10日前までに市長に届け出ることになっています。部屋の模様替えや増築したものは原状に回復又は撤去して市の検査を受けなければなりません。

#### ④ 明け渡し時の修繕（条例第23条第3号）

畳の表替え、襖、障子の張替え、破損ガラス、その他軽微な修繕をしていただきます。

### 【入居者に対し、履行指導の協力などを依頼するもの】

#### ⑤ 各種の届け出（条例第13～15条、規則第6、8、9、11条）

同居者の異動（転居による同居や退去、出生、死亡、改姓など）

世帯主の変更（連帯保証人の同意と各種書類添付が必要）

連帯保証人の変更※

#### ⑥ 収入申告書の提出（条例第17条、規則第12条）

家賃決定の基礎となる書類です。

入居者（中学生以下を除く）の前年の収入状況を毎年7月に申告していただきます。

#### ⑦ 光熱水費等の負担（条例第23条）

電気、ガス、水道、下水道の使用料。汚物や汚水の処理費、ゴミ処理費。

共同施設の使用に要する共益費等（廊下や集会室等の電気料、水道の共用費等）

#### ⑧ 住戸の保管義務（条例第24条）

住宅又は共同施設を正常な状態に維持する義務があります。

#### ⑨ 迷惑行為の禁止（条例第25条）

周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。

#### ⑩ 不使用時の届け出（条例第26条）

引き続き15日以上住宅を留守にするときは市長に届け出なければなりません。

### ※【連帯保証人の変更】

- ・連帯保証人を変更する場合は、入居者が次の書類を市に提出し、市長の承認を得てください。  
(条例第13条第2項)

(1) 連帯保証人請書（収入印紙と新たに連帯保証人になる方の署名と実印の押印が必要）

(2) 新連帯保証人の印鑑登録証明書

(3) 新連帯保証人の収入を証明する書類（所得証明書、源泉徴収票など）

(4) 新連帯保証人の住民税の納税証明書

- ・連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、連帯保証人を変更しなければなりません。  
(条例第13条第3項)

(1) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。

(2) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。

(3) 所在が不明になったとき又は死亡したとき。